

保存版 保健室から保護者のみなさまへ

お子様のご入学・ご進級おめでとうございます。

保健室では、1年間お子様がすこやかに学校生活を送れるようサポートしていきます。ご家庭でも規則正しい生活リズムの定着や、健康観察などのご協力をお願いいたします。

1. 保健室の目的と役割

保健室は、子どもたちに「自分のからだの状態を知り、健康的な生活を送るための知識と実践力を身につけさせる」ことを目的とし、子どもたちが健康で安全に学校生活を送るために必要な健康診断、心身の健康相談、保健指導、救急処置等を行う場です。

(1)健康診断

4月から6月にかけて、定期健康診断が実施されます。

《検診・検査項目》

発育測定（身長・体重）・視力検査・尿検査・聴力検査（1・2・3・5年）

内科検診（結核検診・運動器検診を含む）・耳鼻科検診・眼科検診・歯科検診・心臓検診（1年生・対象者）

※その他、臨時の健康診断（2・3学期の発育測定・色覚検査・宿泊行事前の検診）があります。

各検診の結果、所見のあるお子様に対して受診のお知らせをお渡ししますので、専門医を受診していただき、担任に受診のお知らせを提出してください。その他の検診・検査の結果につきましては、学期末に健康診断の結果一覧をお渡しします。

(2)健康相談

必要に応じて、心身の健康相談を実施しています。お子様の健康面で気になることがございましたら、お気軽にご相談ください。

(3)救急処置

学校内でけがをしたり、体調が悪くなったりしたときに応急処置をします。ただし、保健室は医療機関ではありませんので、以下の点をご理解ください。

- ① 長時間の休養が必要など、学習の継続が難しい場合は、お迎えをお願いします。
- ② 保健室で応急処置後、翌日以降の継続手当（湿布の貼り換えなど）はできません。
- ③ 学校の管理下におけるけがの処置をします。家庭や習い事のけがの処置は行えません。
- ④ 内服薬・点眼薬などはありません。また、担任をはじめ教職員が薬を預かったり、薬を飲ませたりすることは原則できません。（アナフィラキシーやてんかん発作時は別です）
- ⑤ 嘔吐物がついた服などは、感染の拡大を防ぐため学校では洗濯できません。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
- ⑥ けがなどで緊急を要する場合は、保護者連絡のうえ医療機関を受診することがあります。保健調査票の緊急連絡先は必ずつながる番号をご記入ください。

2. 学校医の先生の紹介・・・今年度、お世話になる先生方です。

- ・ 内科医 矢吹 陽子先生（矢吹クリニック） 成育 4-20-16 TEL：6931-3737
- ・ 歯科医 児玉 篤幸先生（児玉歯科） 成育 3-16-26 TEL：6930-4180
- ・ 耳鼻咽喉科医 有賀 秀治先生（有賀耳鼻咽喉科） 嶋野東 1-13-10 TEL：6969-8877
- ・ 眼科医 鹿野 裕子先生（かの眼科クリニック） 中央 3-5-1 TEL：6930-8837
- ・ 薬剤師 井上 直美先生（中央薬局） 中央 1-11-23 TEL：6939-2700

3. 出席停止について

感染症の中には、学校保健安全法において定められた期間、出席停止となるものがあります。これらの感染症にかかっていることがわかった場合、すみやかに学校へご連絡ください。連絡をいただいた日から出席停止となります。詳しくは裏面をお読みいただきご協力ください。なお、診断書や登校許可書等は必要ありません。

4. (独) スポーツ振興センター災害共済給付制度について

日本スポーツ振興センターとは、学校の管理下（授業中・休憩時間中・学校行事・通常の経路による登下校時など）で発生した子どもの負傷などの災害に対して、必要な給付が行われる制度です。

- ① スポーツ振興センターへの加入は、原則として全員加入となっています。加入同意書は1年生で提出していただき、2年生以降は自動的に継続されます。
- ② 給付金は、総医療費が500点（5000円）以上の場合に、支給されます。
- ③ 学校でけがをして、医療機関を受診した際には、手続きに必要な書類をお渡しします。学校の管理下におけるけがで、ご家庭から医療機関を受診した場合は、受診したことを担任までご連絡ください。手続きから給付金の支給まで3～4か月ほどかかります。
- ④ 申請には時効があり、療養を受けた月から2年間請求を行わないと無効になります。

5. 学校医療券について

大阪市では、就学援助制度が認定されている児童に、学校医療券の交付制度があります。学校医療券は、保護者からの申し出により発行いたします。学校検診で所見がみつき、学校医療券での治療を希望される方は、治療に行かれる前に申し出てください。

【対象疾病】

- (1) トラコーマ (2) 結膜炎けつまくえん（※アレルギー性は対象外） (3) 白癬はくせん・疥癬かいせん・膿痂疹のうかしん
- (4) 中耳炎 (5) 慢性副鼻腔炎まんせいふくびくうえん（鼻炎は対象外） (6) アデノイド (7) う歯 (8) 寄生虫病きせいちゅうびょう

主な学校感染症とその出席停止期間

病名	おもな症状	出席停止期間
インフルエンザ	発熱、せき、のどの痛み、筋肉痛、体のだるさなど	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで（発症（解熱）を 0 日目、次の日を 1 日目として数えます）
百日咳	特有のせき（短く激しいせき）の持続	特有のせきが消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹 （はしか）	発熱、くしゃみ・鼻水、癒合したような赤い発疹、口の中の白い斑点（コプリック斑）	解熱した後、3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発熱、耳下腺・舌下腺・顎下腺の腫れと痛み	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが始まった後、5 日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
風しん	粟のような細かい発疹、リンパ腺の腫れ、軽い発熱	発疹が消失するまで
水痘 （みずぼうそう）	発熱、盛り上がった発疹（水疱（みずぶくれ）→痂皮（かさぶた）と変化）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 （プール熱）	発熱、のどの痛み、目の充血や痛み、目ヤニや涙が出る、体のだるさなど	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発熱、のどの痛み、呼吸器症状等	発症後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで

結核、髄膜炎菌性髄膜炎、感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルスなど）、A 群溶血性連鎖球菌咽頭炎（溶連菌感染症）、伝染性紅斑（リンゴ病）、マイコプラズマ感染症、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎、手足口病、ヘルパンギーナ、RS ウイルス感染症、ヒトメタニューモウイルス感染症など	病状により、医師が感染の恐れがないと認めるまで
--	-------------------------

- 伝染性膿痂疹（とびひ）、アタマジラミ、水いぼは、通常出席停止にはならないものですが、学校医その他の医師による指示がある場合は出席停止になることがあります。原則として、連絡を受けた日からの出席停止扱いとなります。